

道路運送法第9条第4項に定める協議について

- 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項についての協議を行う(「協議運賃」の設定)。
- 今般、すでに協議運賃となっている下記系統を運行する運行主体から、運賃に係る改定の申し出があり、その変更にあたっては道路運送法第9条第4項に基づき、本協議会において協議が必要になるもの。
※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者協議済証明書を交付する(資料 3)。

1 対象路線及び改定内容

番号	系統	事業者	改定内容
①	天童市 市営バス 天童～ 寒河江線	・運行主体： 天童市 ・運行事業者： 山形交通(株)	大人運賃300円、高校生運賃200円、小・中学生運賃150円の区分を以下のように改正する。 大人運賃300 円の適用範囲を中学生以上とする。こども運賃 150 円の適用範囲を小学生とする。 IC 平日限定通学定期料金を 1 か月 7,920 円、3 か月 23,760 円とする。 別表の交通ポイントとボーナスポイントを導入する。

※小学校就学前の旅客は無料。

※乗車時に、身体障がい者手帳(障がい程度「第 1 種」の手帳の交付を受けている場合は、その付添人を含む。)、療育手帳(障がい程度「A」の手帳の交付を受けている場合は、その付添人を含む。)、精神障がい者保健福祉手帳を提示した旅客は、大人運賃の半額。

※生年月日がわかるものを提示した70歳以上の旅客は、大人運賃の半額。

別表

種類	ポイント名	ポイント付与率	摘要	ポイント有効期限
一般割引運賃	交通ポイント	3%	利用運賃の 3% を交通ポイントとして付与する。 ただし、小数点以下は切り捨てとする。	最後に交通ポイントの付与・利用があった日から 1 年間
一般割引運賃	ボーナスポイント	-	累計利用運賃が 5,000 円毎に 350 ポイントをボーナスポイントとして付与する。	最後にボーナスポイントの付与・利用があった日から 1 年間

※交通ポイントおよびボーナスポイントの付与は、旅客が運賃を地域連携 IC カード yamako cherica で支払った場合に行う。

※地域連携 IC カード yamako cherica に貯まった交通ポイントおよびボーナスポイントが、利用運賃と同額以上まで達した場合、自動的かつ優先的に使用される。
その場合、1 ポイントは 1 円換算とする。

2 適用する期間

令和8年10月1日から

3 料金改定理由

天童市市営バス利用者の利便性の向上とバス事業者の運用負荷の軽減を図るため、キャッシュレスで乗降できる交通系ICカードを導入する。そのため、システム標準仕様の運賃区分にあわせ改定するもの。

天童市市営バスの運賃に関する意見募集結果

募集期間:令和8年 8 月 21 日(金曜日)から令和8年 8 月 27 日(木曜日)まで

告知方法:天童市ホームページにより告知

提出方法:生活環境課へ直接持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出。

意見 番号	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
-	-	-

集計結果

意 見 提 出 者 数	0
意 見 項 目 数	0

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和8年8月28日に開催した天童市運賃等協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
地域連携 IC カード yamako cherica への交通ポイント付与

種類	ポイント名	ポイント付与率	摘要	ポイント有効期限
一般割引運賃	交通ポイント	3%	利用運賃の3%を交通ポイントとして付与する。 ただし、小数点以下は切り捨てとする。	最後に交通ポイントの付与・利用があった日から1年間
一般割引運賃	ボーナスポイント	-	累計利用運賃が5,000円毎に350ポイントをボーナスポイントとして付与する。	最後にボーナスポイントの付与・利用があった日から1年間

※交通ポイントおよびボーナスポイントの付与は、旅客が運賃を地域連携 IC カード yamako cherica で支払った場合に行う。

※地域連携 IC カード yamako cherica に貯まった交通ポイントおよびボーナスポイントが、利用運賃と同額以上まで達した場合、自動的かつ優先的に使用される。その場合、1ポイントは1円換算とする。

2. 運賃を適用する路線又は営業区域

天童市市営バス 天童南駅～寒河江市立病院

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年10月1日から実施する。

4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

運行主体 天童市

運行事業者 山形交通株式会社

令和8年8月28日

天童市運賃等協議会

会 長 市民部長 熊澤 輝